

通所リハビリテーションについて  
(令和5年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

通所リハビリテーションは、要介護認定をお受けになった方にご利用頂くことが出来ます。ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションの概要

通所リハビリテーションは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

介護保険1割負担分(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です)

※一定以上の所得のある65歳以上の方は利用者負担が規定割合になります。

	提供時間帯	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本	7時間～8時間	757円	897円	1,039円	1,206円	1,369円
	6時間～7時間	710円	844円	974円	1,129円	1,281円
	5時間～6時間	618円	733円	846円	980円	1,112円
	4時間～5時間	549円	637円	725円	838円	950円
	3時間～4時間	483円	561円	638円	738円	836円
	2時間～3時間	380円	436円	494円	551円	608円
	1時間～2時間	366円	395円	426円	455円	487円

※事業所が送迎を行わない場合は基本料金より片道につき47円引かせていただきます。

※新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価として令和3年9月末までの間、上記基本料金の0.1%上乘せさせていただきます。

※延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3ヵ月間上記基本料金の3%上乘せさせていただきます。

	項目	金額	備考
加算	延長加算 8時間以上9時間未満	50円/日	7時間以上8時間利用の前後に連続して1時間未満利用した場合に加算します
	延長加算 9時間以上10時間未満	100円/日	7時間以上8時間利用の前後に連続して2時間未満利用した場合に加算します
	リハビリテーション提供体制加算 3時間以上4時間未満	12円/日	基準を上回る理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置している場合
	リハビリテーション提供体制加算 4時間以上5時間未満	16円/日	基準を上回る理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置している場合
	リハビリテーション提供体制加算 5時間以上6時間未満	20円/日	基準を上回る理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置している場合

	項 目	金 額	備 考
加 算	リハビリテーション提供体制加算 6時間以上7時間未満	24円/日	基準を上回る理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置している場合
	リハビリテーション提供体制加算 7時間以上	28円/日	基準を上回る理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置している場合
	サービス提供体制強化加算 (I)	22円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上、勤続10年以上の職員が占める割合が100分の25以上の場合
	介護職員処遇改善加算	合計単位数 ×4.7%	処遇改善等の仕組み作りや介護職員処遇改善を実施している施設が、利用者に対してサービスを行った場合
	介護職員等特定 処遇改善加算 (I)	合計単位数 ×2.0%	処遇改善等の仕組み作りや介護職員等の賃金の改善等を実施している施設が、利用者に対してサービスを行った場合
	介護職員等 ベースアップ等支援加算	合計単位数 ×1.0%	処遇改善等の仕組み作りや介護職員等の賃金のベースアップ等を支援している施設が、利用者に対してサービスを行った場合
	入浴介助加算 (I)	40円/日	入浴を行った場合※(I)と(II)は併算定不可 (利用時間帯によっては、提供できないことがあります)
	入浴介助加算 (II)	60円/日	居室の浴室環境を評価し、入浴計画に基づいて入浴を行った場合(利用時間帯によっては、提供できないことがあります。) ※(I)と(II)は併算定不可
	リハビリテーション マネジメント加算 (A) イ	560円/月	リハビリテーションの質を管理するため、リハビリテーション会議を1月に1回以上開催し、評価を行い通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法士等が利用者又はその家族に対して説明した場合 (開始月から6月以内)
		240円/月	リハビリテーションの質を管理するため、リハビリテーション会議を1月に1回以上開催し、評価を行い通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法士等が利用者又はその家族に対して説明した場合 (開始月から6月超)
	リハビリテーション マネジメント加算 (A) ロ	593円/月	リハビリテーションの質を管理するため、リハビリテーション会議を1月に1回以上開催し、評価を行い通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法士等が利用者又はその家族に対して説明した場合 リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出した場合 (開始月から6月以内)
		273円/月	リハビリテーションの質を管理するため、リハビリテーション会議を1月に1回以上開催し、評価を行い通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法士等が利用者又はその家族に対して説明した場合 リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出した場合 (開始月から6月超)
	リハビリテーション マネジメント加算 (B) イ	830円/月	リハビリテーションの質を管理するため、リハビリテーション会議を1月に1回以上開催し、評価を行い通所リハビリテーション計画を作成し、医師が利用者又はその家族に対して説明した場合 (開始月から6月以内)
		510円/月	リハビリテーションの質を管理するため、リハビリテーション会議を1月に1回以上開催し、評価を行い通所リハビリテーション計画を作成し、医師が利用者又はその家族に対して説明した場合 (開始月から6月超)
	リハビリテーション マネジメント加算 (B) ロ	863円/月	リハビリテーションの質を管理するため、リハビリテーション会議を1月に1回以上開催し、評価を行い通所リハビリテーション計画を作成し、医師が利用者又はその家族に対して説明した場合 リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出した場合 (開始月から6月以内)
543円/月		リハビリテーションの質を管理するため、リハビリテーション会議を1月に1回以上開催し、評価を行い通所リハビリテーション計画を作成し、医師が利用者又はその家族に対して説明した場合 リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出した場合 (開始月から6月超)	

項目	金額	備考
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日	個別リハビリを集中的に行った場合 退院（退所）又は認定日から3月以内
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240円/日	認知症の方に、生活機能の改善を目的とした、個別リハビリを行った場合（1週に2日を限度） 退院（退所）日又は通所開始日から3月以内
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1,920円/月	認知症の方に、リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等詳細が記載されたリハビリテーション計画を作成し、生活機能の改善を目的とした、個別リハビリを行った場合（1月に4回以上実施） 退院（退所）日又は開始月から3月以内 リハビリテーションマネジメント加算（A）イ又はロ若しくは（B）イ又はロいずれかを算定した場合
科学的介護推進体制加算	40円/月	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報（ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等）を厚生労働省に提出している場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,250円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーション実施計画を定め、リハビリテーションを計画的に行った場合（6月以内）※リハビリテーションマネジメント加算（A）・（B）いずれかを算定していること
栄養アセスメント加算	50円/月	管理栄養士、その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はその家族に対してその結果を説明、相談等に対応した場合 又、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合 ※口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との併算定不可
栄養改善加算	200円/回	低栄養状態の改善を目的として、栄養ケア計画を作成し、必要に応じて居宅を訪問、栄養改善サービスを行った場合（1月に2回を限度） ※口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養アセスメント加算との併算定不可
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20円/回	利用者の口腔の状態及び栄養状態の確認を行い、栄養状態に関する情報を担当する介護支援専門員に提供した場合 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可。（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円/回	利用者の口腔の状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、栄養状態に関する情報を担当する介護支援専門員に提供した場合 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算（Ⅰ）を算定できない場合にのみ算定可能。（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150円/回	口腔機能の低下が認められる状態、又は口腔機能が低下する恐れがある利用者に対し、口腔機能改善管理指導計画を作成し、指導を行った場合（1月に2回を限度） ※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円/回	口腔機能の低下が認められる状態、又は口腔機能が低下する恐れがある利用者に対し、口腔機能改善管理指導計画を作成し、指導を行った場合。又、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合（1月に2回を限度） ※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可
重度療養管理加算	100円/日	重篤な状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理をのものと、通所リハビリテーションを行った場合
中重度者ケア体制加算	20円/日	中重度の要介護者の受け入れ体制基準を満たしている場合
若年性認知症利用者受入加算	60円/日	若年性認知症利用者に対して利用者ごとに個別の担当者を定め、通所リハビリテーションを行った場合

加算

(2) その他の料金

項目	日額	備考
食費	660円	1日につき（利用時間帯によっては、提供できないことがあります）
日用品費（入浴有）	102円	シャンプー、リンス、トリートメント、ボディソープ 保湿クリーム、洗顔フォーム、タオル おしぼり、ペーパータオル、ハンドソープ
日用品費（入浴無）	51円	保湿クリーム、おしぼり ペーパータオル、ハンドソープ
教養娯楽費	実費	クラブ活動の材料等
おむつ代	実費	